

J R不採用問題の早期解決を求める意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、J R各社が発足した際に生じたJ R不採用問題は、既に23年目を迎えるが、いまだに解決されていない状況にある。

こうした中、ILOは、これまで政府に対して7度の勧告を行い、政治的・人道的配慮の精神に基づき、当事者による対話の推進を求めている。

また、昨年3月25日に行われた東京高等裁判所の控訴審において、J R不採用を不当労働行為と認め、1人550万円の損害賠償を命ずる判決が下されたところである。

問題発生から20年以上が経過し、不採用になった当事者は、平均年齢が55歳を超え高齢化が進み、解決を見ることなく他界した者も60名を数えている。また多くの傷病者もあり、家族を含めて厳しい生活を余儀なくされており、人道的見地から、これ以上の長期化は避けなければならない。

よって、国においては、J R不採用問題の早期解決に向け、一層の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊